

学習講座

憲法と私たち —96条がかわるとどうなる？—

講師 井上英夫・前金沢大学教授

6月9日、市民グループ「風」の主催で、「憲法とわたしたち〜96条がかわると、どうなる？」と題しての学習講座をひらきました。お話をくださったのは、前金沢大学教授で、今も金大で教えてらっしゃる井上英夫さん。96条を変えよう、と安倍首相が言い、選挙も近いしで、みなさんも関心が高かったのでしょうか。一緒に学び、考えませんか、という呼びかけに、町外内から60人近くもの方がシグナスの会場に聞きに来てくださいました。

井上さんは、憲法の中の「人権」条項を中心にお話されました。

人権とは、日常生活の中で、それがないと生きていけない、生きる基本になるもの。けれどもふだん意識することはあまりありません。空気のように、なくなってはじめてわかるもの。侵害されたり、奪われたりした時に気づくもの。

97条には、国民一人ひとりに人間としての基本的な権利を保障する、と書かれていますが、それは、自由を求める人々が、長い長いたたかひの末にようやっと手にした成果です。97条の中には、人々の運動やたたかひの歴史観まで、実はこめられています。フランス革命も、一向一揆も、120年前の秩父事件も、どれも人権をかちとるためのたたかひだった。その成果は、過去からのたくさんの厳しい試練を乗り越えて今につづいてきたもの、そしてこれからもずっと侵すことのできないものとして、今と未来の人たちへと、信頼のもとに、託されているものでもあるのです。

国民主権の民主主義と、基本的人権を保障する人間の尊重と、第二次大戦をふまえて二度と戦争をおこさないと決めた、積極的な平和主義。この三本柱が、この国のかたち。もしこれを変えれば、国のかたちは変わってしまいます。だからこそ、最高法規という特別な法律である憲法を変える時には、ふつうの法律を変えるのと同じ手続きではおかしいから96条に定めてあるのです。おしつけ憲法だという人もいますが、肝心なのはその内容です。今の憲法の文章をねじまげずに、素直に読んでみてください、と井上さんは念押しするかに言われていました。

この日の資料として、自民党が去年出した憲法草案と今の憲法の対比表が参加者に配られました。それで読み比べると、憲法の三本柱が大きく変えられているのがよくわかります。戦争放棄は安全保障に、自衛隊は国防軍に、公共の「福祉」、という言葉が、公益および公の「秩序」に反しない限り、に書き換えられ、また、国のちからが増して、私たちの人権がせばめられることも読み取れます。

私たちは憲法によって自由と権利を保障されてるけど、私たちは、それを不断の努力、

毎日の努力によってささえていかなければならない、と12条に書いてあります。人権が空気のようなものであったとしても、それに無自覚でいてはいけないということ。

人権は、私たち自身の問題。人任せにせず、人権というレンズを通して憲法ときちんと向き合わなければ、という思いを強くした学習会でした。